

## 解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 宮治 哲司

## IFRS をめぐる動向 第91回 IASBにおける資本の特徴を有する金融商品に関する議論について

(10頁)

## 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBにおける、資本の特徴を有する金融商品に関する最近の議論について取り上げます。IASBにおける議論は、IAS第32号「金融商品：表示」（以下、IAS第32号といいます。）の原則の適用が困難であることおよび、IAS第32号の原則の適用により、一部の金融商品の負債または資本への分類について、不適切な結果を招くという批判に対応する目的で、2008年2月にディスカッション・ペーパーを公表したことから始まります。このディスカッション・ペーパーの解説については本連載の第7回「資本の特徴を有する金融商品」（第2968号）をご覧ください。また、本連載の第54回「負債と資本」（第3121号）、第66回および第67回「負債と持分の区別」（第3178号 および 第3180号）も併せてご覧ください。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

## 2. これまでの経緯

## (1) プロジェクトの中断とリサーチ・プロジェクトとしての復活

IASBにおける資本の特徴を有する金融商品（以下“Financial Instruments with Characteristics of Equity”の頭文字をとって「FICE」といいます。）の検討は、前記のディスカッション・ペーパーの公表後、当時並行して進められていた他のプロジェクトに優先して取り組むため、2010年11月に一時中断されました。その後、IASBは、概念フレームワークの見直しを検討するプロジェクトの中で関連する論点について審議を行いました。2014年9月および10月の会議において負債と資本の定義を現時点では変更しないことおよび負債と資本の区分方法について、FICEに関するリサーチ・プロ

ジェクトで検討することを仮決定しました。ここでは、大きく次の2つについて検討することとされました。

①分類：IAS 第 32 号における負債と資本の分類の改善の可能性の検討（この作業は「概念フレームワーク」における負債と持分（資本）の定義の修正の可能性の検討を含む。）

②表示および開示：（分類が負債になるのか資本になるのかに関係なく、）FICE について、表示および開示の要求事項の改善の可能性の検討

## （2）負債と資本の区分における主な課題への IASB の対応

IASB は、負債と資本の区分に関して、現在の適用に関わらず生じる課題である概念的な課題および IAS 第 32 号の規定を適用する上での課題である特定の取引に関する適用上の課題の2つに分けて対応することを仮決定しています。概念的な課題および適用上の課題の内訳については、図表 1 をご覧ください。

IASB は、これらの識別された課題への対応方針として、どのような請求権の特徴が負債と資本の区分に関連しているのかを識別することとしました。IASB は、これらの特徴が負債と資本の潜在的な区分ならびに負債および資本の潜在的な内訳項目の双方に関する基礎をもたらすものと考えています。

図表 1 IASB が負債と資本の区分において対応する課題

	内容	関連する取引の実例
概念的な課題	以下の2つの相互作用から生じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に対する請求権の経済的性質</li> <li>・請求権を負債または資本に区分する際に生じる財務報告における影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非支配持分に対するプットオプション (NCI プット)</li> <li>・条件付転換社債</li> </ul>
適用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IAS 第 32 号の規定の一貫性、網羅性、規定の明確性、コスト・ベネフィット、実務上の便法および例外を取り扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己資本に関するデリバティブへの固定対固定の要件の適用</li> </ul>

## （3）IASB の識別した請求権の識別と特徴

IASB は、請求権は以下の特徴を有するものであるとしています。

①将来に発生可能性がある（清算が含まれる）複数シナリオにより経済的資源が移転する現在の義務である。

②経済的資源が移転することが求められる可能性は確実、または五分五分である必要はない。

③義務は既に存在しているものでなければならず、少なくとも1つの状況においては企業が経済的資源を移転することが要求されなければならない。

また、IASBは、請求権の特徴は、将来のキャッシュ・フローの見積りに影響する可能性があるものであると考えました。これらに基づき、請求権の特徴として以下の4つが識別されました。

①請求権を決済するために移転が必要な経済的資源の種類

②請求権を決済するために必要な経済的資源の移転の時期

③請求権を決済するために移転が必要な経済的資源の金額または量

④他の請求権と比較した請求権の優先順位

請求権の追加的な説明については図表2をご覧ください。

**図表2 IASBが識別した請求権の特徴**

特徴	キャッシュ・フローの見積りとの結びつきの例	請求権の例
請求権を決済するために移転が必要な経済的資源の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな請求権にさまざまな種類の経済的資源が割り当てられる。</li> <li>請求権の決済に必要な指定された種類の経済的資源を保有していないことになるリスクをもたらす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金その他の金融資産</li> <li>財またはサービス</li> <li>企業の支配下にある経済的資源</li> </ul>
請求権を決済するために必要な経済的資源の移転の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の経済的資源が請求権者に異なる時期に割り当てられる。</li> <li>必要な時期に義務を決済できないリスクをもたらす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時の経過による請求権の金額の変動（金利）</li> <li>その他の特徴の行使日または満期日</li> </ul>
請求権を決済するために移転が必要な経済的資源の金額または量	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな請求権にさまざまな金額や量の経済的資源が割り当てられる。</li> <li>請求権の決済に必要な経済的資源の金額を、企業が保有していないこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>額面金額、クーポンなど</li> <li>時の経過による金額の変化、市場を参照する金利の設定、固定金利、経済的資源の価格の変化</li> </ul>

	とになるリスクをもたらす。	
他の請求権と比較した請求権の優先順位	・請求権の優先順位を特定することは、請求権の相対的な順位に依存する将来のキャッシュ・フローの見込みの予想を変化させる。	・優先または劣後債権 ・優先株式

一方、財務諸表利用者の観点からは、財政状態計算書および財務業績計算書を用いて様々な評価を行います。IASBは、これらの評価と識別された請求権の特徴を次のように結びつけました。

### ①財政状態計算書の評価

企業の経済的資源および請求権の種類および金額に関する情報は、財政状態計算書に関して財務諸表利用者が行う企業の以下に関する評価に資すると考えられます。

- a. 財務的な強みおよび弱み
- b. 流動性および支払能力
- c. 資金調達必要性および資金調達能力

これらの観点から、IASBは、図表3のように財務諸表利用者が行う可能性のある2つのタイプの評価を特定しました。

図表3 IASBが特定した財政状態の評価（アセスメント）のタイプ

タイプ	特定された評価	関連する請求権の主要な特性
A	期限到来時点または到来した場合に、義務を満たすために必要な経済的資源を企業が保有しているか。	・経済的資源の移転の時期 ・経済的資源の種類 ・経済的資源の価額
B	ある時点において、企業に対する請求権の合計を満たすための経済的資源を十分に保有しているか。	・経済的資源の価額 ・請求権の優先順位

### ②財務業績計算書の評価

概念フレームワークでは、財務諸表は企業の経済的資源や請求権の変化を伴う取引や事象の効果に関する情報を提供するとされています。企業から生じる将来キャッシュ・フ

ローの評価を適切に行うために、財務諸表利用者は、以下の2つから生じる経済的資源および請求権の変動を区分することができる必要があります。

- a. 企業の財務業績（経営成績）
- b. 負債性金融商品や資本性金融商品の発行のようなその他の事象または取引

これらの観点から IASB は、図表 4 のように財務諸表利用者が行う可能性のある 2 つのタイプの評価を特定しました。

**図表 4 IASB が特定した財務業績の評価（アセスメント）のタイプ**

タイプ	特定された評価	関連する請求権の 主要な特性
X	請求権の発行による拠出や決済による分配を除いた、経済的資源の増減の構成要素の評価	請求権またはその特徴による影響を受けない。
Y	経済的資源に対するリターンと、請求権について約束されたリターンの比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的資源の価額</li> <li>・ 請求権の優先順位</li> </ul>

#### （4）IASB の識別した負債と資本の区別を改善するアプローチ

負債と資本の区分に関する規定を定める現行の IAS 第 32 号には、主に非デリバティブ金融商品を金融負債として区分する原則として以下の 2 つの義務が存在します。

- ①現金または他の金融資産を清算前に引き渡す義務
- ②可変数の資本性金融商品を引き渡す義務

これらの原則に関して、IASB は、現行の IAS 第 32 号が負債と資本の区分に関連する特性をどの程度捕捉しているかについて図表 5 のように検討し、その結果として負債と資本の区分の検討にあたってのアプローチとして 3 つ（アルファ、ベータおよびガンマ）のアプローチを識別しました。3 つのアプローチの説明については図表 6 をご覧ください。

**図表 5 IAS 第 32 号と関連する請求権の特性の結び付き**

IAS 第 32 号の規定	関連する請求権の特性	関連する評価のタイプ
---------------	------------	------------

現金又は他の金融資産を引き渡す義務	経済的資源の種類	なし
清算前に現金または他の金融資産を引き渡す義務	経済的資源の移転の時期	アセスメント A
可変数の資本性金融商品を引き渡す義務	経済的資源の価額 請求権の優先順位	アセスメント B および Y

図表 6 IASB の識別した 3 つのアプローチ

	アプローチの説明	負債と資本の区分への影響
アルファ・アプローチ	決済が必要な時期に着目したアプローチ (アセスメント A に関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清算時よりも前に経済的資源を引き渡す義務を負債として分類し、それ以外の請求権を資本として分類する。</li> <li>・概念フレームワークの公開草案の負債の定義と最も整合的であるが、可変数の資本性金融商品の引渡義務の取扱いについては IAS 第 32 号からの変更となる (負債ではなく資本になる。)</li> <li>・すべての請求権が清算時よりも前に決済を要求する特徴を持つ可能性がある。そのため、最残余の請求権について、現行の例外 (プッタブル金融商品) と類似の例外を設けることが必要となる可能性が高い。</li> </ul>
ベータ・アプローチ	請求権の決済に必要な経済的資源の金額に着目したアプローチ (アセスメント B および Y に関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の経済的資源から独立した金額の引渡義務を負債として分類し、それ以外の請求権を資本として分類する。</li> <li>・概念フレームワークの公開草案の負債の定義とは最も整合せず、公正価値で償還可能な株式が負債ではなく資本になる。</li> <li>・現行の例外の条件を満たす請求権は資本として分類されるため、プッタブル金融商品のような例外が不要な唯一のアプローチである。</li> </ul>

ガンマ・アプローチ	<p>決済が必要な時期や請求権の決済に必要な経済的資源の金額に着目したアプローチ（アセスメントA, BおよびYに関連）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清算時よりも前に経済的資源を引き渡す義務、または企業の経済的資源から独立した金額を引き渡す義務を負債として分類し、それ以外の請求権を資本として分類する。</li> <li>・現行の IAS 第 32 号と最も整合的である。しかし、可変数の金融商品の引渡しではなく、義務の決済に必要な資源の金額に着目するという変更のために、清算時に経済的資源を引き渡す一部の義務の分類に影響を与える可能性がある。</li> <li>・アルファ・アプローチと同様、すべての請求権が負債に分類される可能性がある。</li> </ul>
-----------	---	--

IASB は、プロジェクトの進行を早めるため、これら 3 つのアプローチの開発を同時に進めることは予定していません。ガンマ・アプローチの開発に焦点を当てて取組み、アルファ・アプローチおよびベータ・アプローチについては、ガンマ・アプローチとの比較における差異の明確化にとどめることを仮決定しています。IASB は、これについて、ガンマ・アプローチは、アルファ・アプローチおよびベータ・アプローチの双方の要素を含むこと、ならびにこれらのアプローチの中でガンマ・アプローチによる結果が現行の IAS 第 32 号による結果と最も近くなることを理由に挙げています。

### 3. 具体的な金融商品に対する負債と資本の区分に関するアプローチの適用

現在、IASB は、以下の項目について、ガンマ・アプローチを適用した場合の帰結を中心に議論を行っています。

#### (1) 負債および資本の内訳項目の表示

##### ①負債の内訳項目の表示

ガンマ・アプローチにおいては、請求権を決済するために移転が必要な経済的資源の価額、または請求権を決済するために必要な経済的資源の移転の時期のどちらかの特徴を有する請求権を、負債として区分します。そのため、企業の財務業績の評価の目的に適う、約束されたリターンから生じる簿価の増減、および企業の財務業績の評価の目的に合わない、残余リターンに依存する簿価の増減の 2 つが収益または費用として捕捉されることとなります。後者の例としては、公正価値で償還可能な株式の変動が含まれます。IASB からは、ガンマ・アプローチの下では残余リターンに依存する収益および費用をその他の包括利益に別個に表示すること、およびその他の包括利益に表示された収益

および費用を翌期以降に再分類すべきではないことが示され、今後検討することとされています。

## ②資本の内訳項目の表示

ガンマ・アプローチにおいて、請求権が資本に区分されるためには、次の2つの要件を共に満たす必要があります。

- a. 清算時にのみ経済的資源の移転が要求されること。
- b. 清算時に移転を要求される経済的資源の金額が利用可能な経済的資源に依存していること。

ガンマ・アプローチでは、アルファ・アプローチまたはベータ・アプローチによった場合に比べて、資本の内訳項目を表示する必要性は相対的に低いと分析されています。しかし、ガンマ・アプローチにおいては、すべての請求権が負債に区分される可能性があるため、少なくとも1つの請求権を残余として識別し、資本に区分することが必要となります。IASBは、最も残余の請求権であり、清算時にのみ企業に経済的資源の移転を要求し、かつ、清算時に移転が求められる資源の額は清算時における企業の純資産の持分割合に等しい、すなわち普通株式が通常該当するとしています。また、IASBは、純損益およびその他の包括利益を親会社の普通株式以外の株式クラスにも割り振ることを企業に要求すべきと考えています。

## ③条件付で代替的な決済の結果を伴う請求権

条件付で代替的な決済の結果を伴う請求権とは以下のいずれかのものをいいます。

- a. 企業の統制下にある権利を条件とするもの。これには、償還条項付（コーラブル）優先株式や、償還時に現金の代わりに固定数の株式を引き渡す権利を企業が有する償還可能優先株式および可変数の株式に強制転換されるが、契約で定められた最大数の株式の引渡しを行うことで早期決済する権利を企業に与える金融商品が含まれます。
- b. 企業および請求権の保有者の統制の及ばない、不確実な将来の事象の発生または不発生を条件とするもの。これには、例えばTier1の自己資本比率に違反した場合のような偶発的存続不能事象の発生時に可変数の株式へ強制的に転換される金融商品が含まれます。

IASBは、IAS第32号において間接的な義務および条件によって負債や資本として決済される結果となる請求権に関する要求事項は、ガンマ・アプローチのもとで負債を識別するために用いられた特性を反映するように更新されなければならないと分析しています。また、これは、概念フレームワークの公開草案における商業的実質がないことの要求事項と合致すべきであると分析しています。なお、今後検討すべき事項として、契約



条件を超えた事実や状況をどの程度金融商品の区分において考慮すべきかなどを挙げています。

## **(2) 残余金額に依存する負債に関する区分表示の適用対象およびその適用方法**

残余金額に依存する負債とは、残余金額に依存する単独のデリバティブで負債に区分され、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品や、残余金額に依存するデリバティブが組み込まれた混合金融商品が該当します。具体的には、公正価値で償還される普通株式や固定数株式を固定金額と純額の現金で清算する先渡契約が含まれます。

これについて、IASBは、公正価値で償還される普通株式の会計処理に関する課題との類似性および表示方法との比較可能性の確保の観点から、残余金額に依存する単独のデリバティブを区分表示規定の対象となる金融負債の下位分類に含めるべきとしています。これに対し、残余金額に依存する組込デリバティブを含む混合金融商品については、主契約から区分されたもののみを対象とするアプローチおよび残余金額に依存する組込デリバティブ（混合金融商品全体に公正価値オプションを適用するものを含む。）のすべてを対象として区分表示を行うアプローチの双方を示しています。これについては、今後公表されるディスカッション・ペーパーに含めて検討することとしています。

## **(3) 普通株式以外の資本請求権に帰属する純損益およびその他の包括利益**

IASBは、先に資本の内訳項目の表示について検討した時に、純損益およびその他の包括利益を親会社の普通株式以外の株式クラスにも割り振ることを企業に要求するべきと考えました（3. (1) ②をご覧ください。）。これについて、IASBは、純損益およびその他の包括利益を普通株式以外の資本に区分される請求権に帰属させるための方法を検討しました。これが検討されたのは、現行のIFRSでは、負債に分類された項目については、資本に分類される項目よりも多くの情報が開示されますが、資本に分類される項目について提供される項目をより多くすることによって、財務諸表利用者が、負債と資本の分類を問わず、すべての項目を評価することに役立つと考えられたためです。

IASBは、検討対象として、ガンマ・アプローチにおいて資本に区分される、非デリバティブ資本請求権（非累積的優先株式、その他の参加型資本請求権および混合金融商品のうち非デリバティブ資本構成要素）およびデリバティブ資本請求権（経済的資源と交換に資本性金融商品を発行する先渡取引、売建/買建オプション、資本性金融商品の購入オプションおよび混合金融商品のうちデリバティブ資本構成要素）を特定し、純損益およびその他の包括利益の割り当てについてのアプローチ分析をしました。これについては、今後公表されるディスカッション・ペーパーにおいて、種々のアプローチの議論を記載することを決定し、それぞれのアプローチの潜在的なコストと利益に関する情報を取得することを決定しています。

#### (4) 企業自身の資本に関するデリバティブに対するガンマ・アプローチの適用

企業自身の資本に関するデリバティブとは、企業自身の資本と交換に金融資産を受け取るデリバティブまたは企業自身の資本（または金融負債）と交換に金融負債（または資本）を消滅させるデリバティブです。すなわち、デリバティブ契約を構成する取引のうち、どちらか1つの取引が資本の定義を満たすものです。このようなデリバティブに対し、ガンマ・アプローチを適用する場合、ガンマ・アプローチが負債と資本を区分するときには決済が要求される時期および義務の金額の双方に着目します。しかし、この考え方には、デリバティブ契約を全体として分類するか基礎となる取引を区別して分類するかが取り扱われていないという問題がありました。IASBは、これに対処するため、IAS第32号の現行のアプローチで会計単位がデリバティブ全体であることと整合的に、デリバティブ契約を全体として、資本または資産もしくは負債に分類すべきと仮決定しています。

#### (5) 資産と資本を交換するデリバティブに対するガンマ・アプローチの適用

ガンマ・アプローチの下でデリバティブが資本に区分されるのは、以下の双方に該当した場合です。

①企業に対し、清算時以外の時点で現金または他の金融資産を移転することを要求しない（現物決済、純額決済されるかは問わない。）。

②デリバティブの金額が残余金額に応じて決まる。例えば、デリバティブの金額が、固定額の経済的資源を受け取り、固定数の資本性金融商品を移転することによって、決定される場合である。

しかし、ガンマ・アプローチによる負債と資本の区分の結果と現行のIAS第32号における負債と資本の区分の結果には不整合があります。この不整合の例としては、固定対固定の純額株式決済の契約および固定対固定要件の例外に該当する外貨建ての比例的株主割当発行が挙げられます。IASBは、これらのガンマ・アプローチの適用による分析結果（固定数の資本性金融商品の引渡しと交換に変動額の現金または他の金融資産を受け取るすべてのデリバティブが、ガンマ・アプローチでは負債に分類されることも含む。）について合意することを仮決定しています。

#### (6) 負債と資本を交換するデリバティブに対するガンマ・アプローチの適用

負債と資本を交換するデリバティブには以下のものがあります。

①資本の発行と引き換えに負債を買い戻すデリバティブ。これは、転換社債のように転換オプションが組み込まれているものが多いが、単独のものもあり得ます。

②負債と引き換えに資本を買い戻すデリバティブ。これは、企業自身の資本に関する売建プットオプションのような単独のデリバティブが多いが、プッタブル株式のように買戻し義務が組み込まれているものもあり得ます。

ガンマ・アプローチにおいて、これらの契約をどのように負債または資本に区分するかに関して IASB は、次のように仮決定しています。

- ①負債と資本性金融商品の交換を生じる固定対固定のデリバティブを資本に分類する。
- ②企業自身の資本の買戻し義務を金融負債として償還金額の現在価値で認識するという現行 IAS 第 32 号第 23 項と同様の要求事項を適用する。
- ③ ①と②との相互関係を調整する。

### (7) 負債に区分されたデリバティブの表示

IASB は、残余金額のみに依存することもなく、完全に独立していることもないデリバティブの区分表示に関する以下の点について検討を行いました。

- ①財政状態計算書での区分表示を具体的にどのように行うか
- ②負債から生じる収益/費用の区分表示を 1 と 2 のいずれのように行うか
  - 1. 純損益の中で区分表示する（例えば、小計を用いる）
  - 2. 一部の収益および費用をその他の包括利益に表示する

IASB は、財務業績の表示および財政状態のそれぞれについて、構成要素分解アプローチおよびオールイン・オールアウト・アプローチ (All-in or all-out approach) を検討しています。これらについては、図表 7 をご覧ください。

図表 7 財務業績および財政状態の表示に関するアプローチ

	構成要素分解アプローチ	オールイン・オールアウト・アプローチ
財務業績	・ 企業自身の残余金額から独立している変数（例えば株価、株価のボラティリティ）の変動から生じる収益および費用ならびに残余金額の変動から生じる収益および費用を区分表示する。	・ 特定の要件を満たすデリバティブに係るすべての収益および費用を、それ以外のデリバティブと区分して、表示する。
財	・ P/L 表示との整合性を確保するた	・ 単一のデリバティブの帳簿価額を分解

政 状 態	め、単一のデリバティブの帳簿価額を以下の2つに分解して表示する。 ①企業の経済的資源から独立した部分 ②残余金額に依存する部分	して表示することはない。 ・残余金額のみに依存することもなく、残余金額から完全に独立していることもないデリバティブおよび残余金額のみに依存するデリバティブおよび残余金額から完全に独立しているデリバティブを区分表示する。
-------------	---	--

IASB スタッフは、収益/費用および帳簿価額の分解が不要であるオールイン・オールアウト・アプローチを提案しました。その理由は、契約に関連する変数間の相互依存関係を含めて、全ての変数の影響を表す金額が示されること、IFRS 第9号における他のデリバティブの表示に用いられる会計単位とより整合していることおよび企業の適用に要する労力や利用者の理解可能性の観点で構成要素分解アプローチほど複雑ではないという利点にあります。IASB は、ディスカッション・ペーパーでは、特定の要件を満たす場合には、企業は、こうしたデリバティブから生じる収益および費用の全体に対して区分表示の要求事項を適用すべき（ただし、外貨エクスポージャーのある特定の種類のデリバティブに限定する。）であるという見解を記載すべきであると仮決定しました。しかし、ディスカッション・ペーパーでは、収益および費用のうち残余金額に応じて決まる部分にだけ区分表示の要求事項を適用するという代替的なアプローチも分析することとされています。また、「自己の資本」に係るデリバティブを含めて、区分表示の要求事項に該当する金融商品から生じる収益および費用はその他の包括利益に表示すべきであると仮決定しました。

#### (8) 開示

開示に関して IASB は、現行基準の下では、資本に関する開示と負債に関する開示の間には著しい差異があるとの認識に基づき、区分に関わらずすべての請求権について財務諸表利用者による十分な評価が可能となるように、負債の開示と同レベルで、資本の開示を行うべく検討を行いました。この結果、公表予定のディスカッション・ペーパーでは、次の開示項目として可能性のある項目に関する議論を記載することが仮決定されています。

- ①清算時の請求権の優先順位
- ②普通株式の潜在的な希薄化
- ③ガンマ・アプローチの表示と分類の要求事項に関する追加的補足情報

#### 4. 今後の予定

2016年10月20日現在のワークプランでは6か月よりあとにディスカッション・ペーパーが公表される予定となっており、FICEプロジェクトにおける検討は、今後も続いていくものと考えられます。負債と資本の区分は、企業の資金調達の様態に大きな影響を与える可能性があるため、全ての企業の財務報告上大きな影響をもつ論点であり、IASBの議論の方向性を継続的に注視する必要があると考えられます。

なお、この文中記載はすべてIASBのホームページ上等で公表された情報に基づくため、今後の審議会の審議内容によっては、ディスカッション・ペーパーその他のこれから公表される文書において異なる結果となる可能性がありますのでご注意ください。